

柔道整復師(整骨院・接骨院)の正しいかかり方 療養費の適正化にご協力を！

肩こりがひどいので、整骨院へ行けば健康保険が使える・・・いいえ！
整骨院・接骨院で健康保険が利用できるのは、ケガの場合のみです。

近年、整骨院・接骨院などの柔道整復師にかかる方が多くなっています。これに伴い柔道整復師にかかる療養費も増加の傾向にあります。

整骨院・接骨院は、皆さんの身近にあり気軽に利用できますが、施術を受ける場合、「健康保険」が使えるものと使えないものが定められています。また、柔道整復師は医師ではありませんので、薬の投与や外科手術やレントゲン検査などもできません。正しく理解され、受療していただきますようお願い申し上げます。

健康保険が使える場合

- 急性または亜急性の外傷性の打撲、捻挫、挫傷
(出血を伴う外傷は除く)
- 骨折、脱臼の応急処置
※2回目以降(応急手当を除く)は、
医師の同意が必要

整骨院・接骨院で健康保険が使えない場合 (全額自己負担)

- 日常生活からくる疲れや肩こり、腰痛、体調不良等
- スポーツや仕事、家事などによる筋肉疲労
- 打撲や捻挫が治った後のマッサージ等
- 症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術
- 以前の骨折や捻挫などが治癒後に痛み出した場合
- 過去の交通事故などによる後遺症(症状固定)
- リウマチや関節炎などの神経性の筋肉や関節の痛み
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 椎間板ヘルニアなど医師が治療すべき病気
- 負傷年月日や負傷原因が不明確で、捻挫・挫傷との因果関係のはっきりしないもの
- すでに医療機関で治療を受けている人が、同じ傷病について同時に整骨院などで治療を受けること

施術を受けるときの注意事項

- 領収証は必ずもらい、「医療費通知」で確認しましょう。
- 負傷原因を正確に伝えましょう。
※負傷原因が労働災害に該当する場合は、健康保険は使えません。また、交通事故に該当する場合は、健康保険組合に連絡する必要があります。
- 療養費支給申請書はよく確認し、**必ず自分で署名または捺印**をしてください。
療養費支給申請書は、受診者が柔道整復師に健康保険組合へ請求を委任するものです。白紙の用紙にサインをしたり、印鑑を渡してしまうのは間違いのもとです。負傷原因、負傷名、日数、金額をよく確認してください。
- 施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられます。医師の診断を受けましょう。

SCSK健康保険組合からのお願い

健康保険の対象とならない施術の請求や架空請求、水増し請求といった不適切な請求を防ぎ、皆さんから納めていただいた大切な保険料を正しく使うために、施術日、施術内容について照会させていただく場合があります。今後とも、健康保険組合の事業運営にご理解とご協力をお願い申し上げます。